

令和 7 年度監査等実施計画

令和 7 年 4 月 1 日

山都町監査委員

1 基本方針

近年、国の社会経済は、急速に進行する少子高齢化及び人口減少、頻発する自然災害の激甚化等の大きな課題に直面している。また、コロナ禍からの正常化が進む一方で、世界的な物価高騰、諸外国との安全保障環境、行政のデジタル化の遅延等への対応が課題となっている。

政府は、『国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策』として、第 1 に全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす（日本経済・地方経済の成長）、第 2 に誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける（物価高の克服）、第 3 に成長型経済への移行の礎を築く（国民の安心・安全の確保）の 3 つの柱を立て速やかに万全の措置を講ずるとしている。

本町においても、物価高騰や少子高齢化及び人口減少に伴う働き手不足が町民の生活に影響を及ぼしている。町の財政においては、自主財源が 24.6%と低く、大きく依存財源に頼っている状況である。特に地方交付税が 3 割を占めており、町の財政力を示す財政力指数 1 に対し、本町は 0.226 という大変厳しい状況である。また、通潤橋周辺の環境整備や義務教育学校の早期実現などの課題が山積している。

監査等の実施に当たっては、公正不偏の立場から、本町の「財務に関する事務の執行」や「経営に係る事業の管理」、「行政事務等の執行」が法令等に基づき適正に処理されているかを主眼としつつ、本町が進める様々な施策が「最小の経費で最大の効果を挙げているか」及び「常にその組織及び運営の合理化に努めているか」にも意を用い、経済性、効率性、有効性の視点も踏まえ、効率的・効果的な監査等を実施していく。

なお、監査等の実施に関しては、山都町監査委員監査基準（令和 2 年山都町監査委員告示第 2 号。以下「監査基準」という。）に準拠する。

2 監査等の種類及び対象

(1) 定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

全課及び全所属機関を対象とし、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的になされているかに主眼を置くと共に、事務事業が事業目的の達成に向け経済的、効率的、効果的に行われているかに留意して実施する。

(2) 行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）

行政事務等の執行について、監査委員が必要があると認めるときは、監査のテーマ及び対象を設定して、定期監査に併せて実施する。

(3) 随時監査（地方自治法第 199 条第 5 項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的になされているかについて、監査委員が必要があると認めるときは、随時実施する。

(4) 財政援助団体等に関する監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

① 財政援助団体監査

定期監査において、各課から財政的援助を行う団体等に関する調書を徴し、所管課への聞き取りによる監査を行う。

定期監査終了後、監査委員の協議において特に必要があると認められる団体があったときは、別途期日を指定し、当該団体の出納その他の事務の執行で、財政的援助に係るもの及び所管課の財政的援助事務の執行について監査を行う。

② 公の施設の指定管理者監査

本町の指定を受け公の施設の管理を行う指定管理者に対して、公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行状況について監査を行うとともに所管課に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点を置き監査を行う。

(5) 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項）
令和 5 年度決算について、決算書及び証書類その他政令で定める書類を対象として実施する。

(6) 基金の運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）
決算審査と併せて実施する。

(7) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）
令和 5 年度決算について、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類等が適正であるかどうかについて、決算審査と併せて実施する。

(8) 例月出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）
月間の出納事務について、当該検査月分を対象として、翌月 15 日から 22 日までの間に実施する。ただし、やむを得ない事情により日程を変更する場合がある。

3 実施体制

監査委員は、監査基準に基づき、事前提出資料の確認、聴取、記録や文書の閲覧及び突合せその他監査委員が必要と認める手続きにより、監査等を行う。

上記の監査等は、監査委員 2 名により実施するものとし、事務局職員がこれを補助する。

4 年間監査等実施計画

令和7年4月1日現在

	例月出納検査		その他の監査等の種類、対象、特記事項等	
	実施日	対象月		
4月	21日(月) 22日(火)	3月分		
5月	20日(火) 21日(水)	4月分		
6月	19日(木) 20日(金)	5月分		
7月	22日(火) 23日(水)	6月分	決算審査 一般会計、特別会計、公営企業会計	
8月	20日(水) 21日(木)	7月分	基金の運用状況審査 健全化判断比率等審査	
9月	18日(木) 19日(金)	8月分		
10月	21日(火) 22日(水)	9月分	定期監査【前期】 全課及び全所属機関	財政援助団体監査・指定管理者監査 (所管課の定期監査に併せて書類 監査、現地審査を行う)
11月	20日(木) 21日(金)	10月分		
12月	18日(木) 19日(金)	11月分		
1月	20日(火) 21日(水)	12月分	定期監査【後期】 保育園(現地:清和・蘇陽地区) 小・中学校(現地:矢部地区) 出先施設(全地区体育施設)	財政援助団体監査 (定期監査【前期】に併せて行う書 類監査の結果をうけ、必要があると 認める団体があった場合実施)
2月	19日(木) 20日(金)	1月分		
3月	18日(水) 19日(木)	2月分		

注1 議会日程等により、実施予定日が変更になることがあります。

注2 実施計画以外に監査委員が必要と認めるとき、随時監査等を行う場合があります。